浅口市監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による監査 請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のと おり公表する。

令和4年7月26日

浅口市 監査委員 髙田 浩二同 加藤 淳二

浅 監 第 6 3 号 令和 4 年 7 月 2 2 日

請求人

(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 髙田 浩二同 加藤 淳二

浅口市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和4年5月26日付けで地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定により提出された浅口市職員措置請求について、 監査した結果を同条第5項の規定により、下記のとおり通知する。

記

- 1 請求の受付
 - (1)請求人

住所 (住所省略) 氏名 (氏名省略)

- (2)請求書の提出日令和4年5月26日
- (3)請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

住民監査請求書

浅口市監查委員様

令和4年5月26日

提出者 住所 (住所省略)

職業 (職業省略)

氏名 (氏名省略)

(趣旨)

事実証明第1号証の示すとおり、浅口市道大谷中央線のA店に映画ロケに使用した看板(以後は看板と称す)が浅口市観光協会により設置された。

この看板の設置に付き道路占用に関する文書の開示請求を行い、事実証明第 2号証に示すように令和4年5月18日付けで文書開示されたが、この看板 の道路占用に関する文書は存在しなかった。

さらに、この看板は道路法及び道路法施行令に反する不法な設置であった。 浅口市観光協会は浅口市の補助金を使用した看板を設置するにあたり関係 法令の調査を怠り看板の設置、撤去にあたる費用分の補助金(公金)を浪費 した。

よって監査委員は市長に対し次のことを勧告するよう求める。

「市長は浅口市観光協会に対し、上記の不法な看板設置による公金(補助金)浪費の回復に係るため看板設置、撤去に係る費用の返還措置を講ずること」

地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明を添付の上、必要な措置を請求します。

添付書類

事実証明第1号証

占用の事実を示す写真

事実証明第2号証

令和4年5月12日付け 部分開示決定通知書

事実証明第3号証

看板設置に浅口市補助金が使われていることを示す文書

また、令和4年6月8日に以下の令和4年5月26日付け提出の住民監査

請求に係る補完陳述書が提出された。

(趣旨)

開示請求により令和4年6月3日に開示された文書(事実証明補完第3号証)に示す令和4年2月22日付起案書標題「(伺)令和4年度映画『とんび』セット看板取付等業務に係る見積書の徴収について」の添付の仕様書、図面及び令和4年3月11日付け起案書「(伺)令和4年度映画『とんび』セット看板取付等業務の実施について」を見る限り道路法の適用を考慮した形跡がない。

さらにこの監査請求に関連して、道路法及び道路使用許可に伴う許可条件も 守られておらず取り付けた映画『とんび』セット関連物件の撤去等が行われ たことを申し添える。

事実証明補完第3号証に示す令和4年2月22日付起案書標題「(何) 令和4年度映画『とんび』セット看板取付等業務に係る見積書の徴収について」に記載の選定理由においてB株式会社が適任としている。

看板取付事業者であれば道路法に係る道路占用、道路交通法に係る道路使用許可(許可条件、指導事項)、岡山県屋外広告物条例を熟知していると思われ、浅口市観光協会に関係法令について違法事項を指摘すべきであった。 それにも関わらず漫然と業務を行い浅口市観光協会に損害を与えたことは不法行為であり補助金浪費の責任の一端は当該業者にもあると考える。

(経緯)

令和4年4月15日 (以下の日付はすべて令和4年)

監査請求人は市道大谷中央線において映画『とんび』セット看板取付現場に 遭遇した。

金光支所産業建設課職員2名立会いの上、道路占用許可申請又は道路占用に 係る協議の有無について問い合わせるも、金光支所産業建設課職員からはそ のどちらも「無い」との返答を得る。

同日付けで監査請求人は道路占用及び道路使用に関する文書の開示請求を行った。

5月12日

上記開示請求に対し道路使用許可に関する文書が開示された。(事実証明補 完第4号証)

監査請求人は映画『とんび』セット看板取付物件が上記道路使用許可に関する許可条件を満たしていないと浅口市観光協会事務局に指摘、問い合わせす

るも、「玉島警察署が見た上で許可を得ているので問題ない」との返答であった。

玉島警察署に確認すると「書類確認のみで現地確認はしていないが当然、許可条件を満たしているものとの認識であるが、必要なら現地確認する」との回答であった。

念のため旧知の元県警幹部に告発も含め相談すると被害が確認できないので告発するのではなく、設置状況が変更されないのであれば、許可条件違反に付き後々に開示請求できる「110番通報」を使うと良いとの教示を受けた。

5月13日

取付物件の状態が改善されていないので110番通報を行う。

現場に来た警察官によると使用許可に当たっては通常は現地確認は行わないで書面上での確認に留まるとのことであった。

さらに現場の状況を確認し道路使用許可の許可条件と異なると玉島警察署 と連絡をし、当日中に玉島警察署より現場確認を行うとのことであった。

浅口市観光協会事務局の「玉島警察署が見た上で許可を得ているので問題ない」との返答は何であったのか、疑念を抱かざるを得ない。

添付文書

事実証明補完第1号証 事実証明補完第2号証 事実証明補完第3号証 事実証明補完第4号証

(以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。)

(4) 請求の受理

本件措置請求については、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和4年5月30日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

浅口市観光協会(以下「観光協会」という。)に交付された令和4年度 浅口市産業団体等補助金(以下「補助金」という。)について、法第24 2条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出にあたるか否かを監査対象事項とした。

(2) 監査対象部局

産業建設部産業振興課(以下「産業振興課」という。) 金光総合支所産業建設課(以下「産業建設課」という。)

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和4年6月17日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、産業振興課及び産業建設課の職員(以下「関係職員」という。)を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出として、令和4年6月17日に以下の令和4年 5月26日付け提出の住民監査請求に係る補完陳述書(2)が提出された。

令和4年6月8日付け補完陳述書に添付した事実証明補完第4号証に示す玉島警察署の道路使用許可証の許可日は令和4年4月13日である。 事実証明補完第5号証に示す4月12日つけのTwitterへの投稿を見ると 道路使用許可日である4月13日以前の4月11日には映画『とんび』セット看板取付作業が行われている。(事実証明補完第5号証及び第6号証は4月12日つけのTwitterへの投稿写真)

これは浅口市観光協会が明らかに法令を無視した違法行為の証拠である。

令和4年6月8日付け補完陳述書において述べた看板取付業者が浅口市 観光協会とは別途独自に道路使用許可を取り作業を行ったのであれば同 補完陳述書で指摘した以下の部分

『看板取付事業者であれば道路法に係る道路占用、道路交通法に係る道路 使用許可(許可条件、指導事項)、岡山県屋外広告物条例を熟知している と思われ、浅口市観光協会に関係法令について違法事項を指摘すべきであ った。

それにも関わらず漫然と業務を行い浅口市観光協会に損害を与えたこと は不法行為であり補助金浪費の責任の一端は当該業者にもあると考え る。』

について明確に不作為による不法行為があったことになる。

よって浅口市観光協会は看板取付業者に対し不法行為による損害額の返金を求めるべきである。

これまでの陳述を踏まえ、監査委員は市長に対し次のことを勧告するよう求める。

- ①「市長は浅口市観光協会に対し、上記の不法な看板設置による公金(補助金)浪費の回復に係るため看板設置、撤去に係る費用の返還措置を講ずること」
- ②「市長は不法行為を行っても浅口市観光協会という責任主体のあやふやな団体ではなく浅口市の事務として浅口市職員が事務を行う組織に改めること」

添付文書

事実証明補完第5号証 事実証明補完第6号証 事実証明補完第7号証

(以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。)

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

「とんび」のロケ地ということで、観光協会により看板設置が行われた。 これには補助金が投入されているが、この看板設置に当たって道路法の許可 条件が守られていない。

役所の仕事を観光協会を名乗りながら役所がやっている。非常に不明瞭な中で観光協会と市の事務の区別がついていないことが一番の問題である。

(4)関係職員の陳述

令和4年6月17日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

①産業振興課

看板は、観光協会が映画ロケ地PR事業において、劇中の商店街を再現するために4月上旬に設置したもので、令和4年度補助金を活用している。

4月1日に市に対して、観光協会より浅口市産業団体等補助金交付要綱 (以下「交付要綱」という。)第3条に定める補助金交付申請があり、市は 同日付けで交付要綱第4条に基づき、2,267,000円の交付を決定し た。

また、同日付けで交付要綱第9条に定める補助金交付請求があり、市は同条に基づき事業完了前の概算払を認め、補助金2,267,000円を5月6日に支払った。

事業が完了していないため実績報告はなされておらず、補助金の額の確定も行われていない。補助金の額の確定については、交付要綱に則り適正に処理する。

②産業建設課

看板の道路占用に関する文書が存在しなかったことは事実である。高さが 4.5 m以上確保できないため、占用許可できるものではない。

(5) 監査委員の就任について

監査執行の中途において、議員のうちから選任された委員である加藤淳 二が令和4年6月22日に就任し、監査を執行した。

3 監査の結果

- (1) 事実関係の確認
 - ①関係法令等
 - (ア) 道路法

第32条

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 1 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告 塔その他これらに類する工作物
- 2 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 3 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する 施設
- 4 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 5 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する 施設
- 6 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 7 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支 障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で 定めるもの

(イ) 浅口市産業団体等補助金交付要綱

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる

ものとする。

- (1) 農林水産業、商工業及び観光における事業の推進及 び調査に関する経費
- (2) 団体の施設における維持管理及び事務等に要する経費
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経 費

第3条

補助金の交付を受けようとする産業団体等は、別に定める日までに産業団体等補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規則等(制定されていない場合はこれに類するもの)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書 類

第4条

市長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、 産業団体等補助金交付決定通知書(様式第2号)により 補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定を行う場合、事業実 施方法等について条件を付することができる。

(第5条、第6条省略)

第7条

補助事業者は、補助事業等の完了後2週間又は当該会計年度の3月31日のどちらか早い日までに産業団体等補助金事業実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実施状況報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第8条

市長は、前条の規定による事業実績報告書を受理した ときは、その内容を審査し、補助事業の成果が適当であ ると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、産 業団体等補助金の額の確定通知書(様式第4号)により 補助事業者に通知するものとする。

第9条

市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受け ようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を 市長に提出しなければならない。

(以下、省略)

②本件に係る事実(事実を確認した書類)

(ア)補助金の交付申請

補助金の交付申請に係る事務手続きについては、交付要綱第3条に定められており、令和4年4月1日付けで令和4年度の補助金交付申請書(申請額2,267,000円)が事業実施計画書、予算書、観光協会会則、会員名簿とともに提出され、産業振興課において同日付けで受理していた。

(イ) 補助金の交付決定

補助金の交付決定に係る事務手続きについては、交付要綱第4条に定められており、産業振興課は令和4年4月1日付けで提出された補助金交付申請書等を審査し、適当であると認め、同日付けで補助金交付決定通知書(交付決定額2,267,000円)を申請者へ通知していた。

(ウ)補助金の交付(概算払)

補助金の交付に係る事務手続きについては、交付要綱第9条に定められており、令和4年4月1日付けで補助金交付請求書(請求額2,267,000円)が提出され、産業振興課は同年5月6日に概算払で交付していた。

(2) 判断

観光協会が補助事業として行った看板設置について、道路法第32条で「工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を得なければならない。」と規定されているが、許可手続きはなされていなかった。また、道路と看板との高さが確保できておらず、占用の許可基準に適合するものでもなかった。このことから、産業振興課は、補助金の額の確定については、交付要綱に則り適正に処理することとしている。

交付要綱によれば、補助金交付は原則として①補助金の交付申請(第3条)、②補助金の交付決定(第4条)、③事業の実施、④事業実績報告(第7条)、⑤補助金の額の確定(第8条)、⑥補助金の交付(第9条)の手順で行われる。補助金の交付については、補助金の交付の目的を達するために特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができるとされており、本件においては、概算払により支出している。概算払は債務金額の確定前に支出され、事後において補助事業者から事業実績報告を受理し、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとされている。

現時点における補助金交付事務については、交付要綱に基づき、いずれ も適正に行われていると認められる。

4 結論

以上のことから、監査対象とした財務会計行為は、監査の結果、違法性、不当性は認められないため、棄却する。

5 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

今後の補助事業に際しては、補助金も公金であることに鑑み、交付団体が事業 を行う際には担当部局はそのことを当該団体に十分認識するよう指導し、行っ た事業に対する説明は市にもあることを意識しておくべきである。